

新型コロナ感染症 対策ルール

外来受診又は付き添いの方へ

※ ご来院の際は、必ずマスクの着用をお願いいたします。

また病院入口に設置してありますセンサー型体温計での測定及びアルコール消毒後に受付にお越してください。受付後にコロナ問診票のご記入をお願いしております。

※ 外来待合室ではソーシャルディスタンスの確保をお願いいたします。

※ 37℃以上の熱がある時や身近にコロナウイルスに感染した方がいらっしゃる場合には、病院受診前に必ずお電話をお願いいたします。

電話（０９９）２２３－３２３８

入院患者様の面会について

新型コロナウイルス感染予防のため、入院患者様への面会を「制限」させていただきます。

※ 面会許可できる方は、患者様の容態により主治医が許可した方だけとなります。

※ 患者様に御用の方は、受付または入口のインターホンでお知らせください。職員がそちらにお伺いいたします。

新型コロナワクチン接種について

※ 詳しくは下記リンク先でご確認ください。

鹿児島県からのお知らせ

発熱等の症状がある場合は、まずは、かかりつけ医にご相談ください。

相談する医療機関に迷う場合は「受診・相談センター（保健所）」

[（https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/soudan/index.html#jushinsoudan）](https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/soudan/index.html#jushinsoudan)

へご相談ください。

★鹿児島県「新型コロナウイルス感染症に関する情報」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryō/kansen/kansensho/coronavirus.html>)

新型コロナワクチンの相談窓口

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話：0120-761770（午前9時～午後9時）

新型コロナワクチンについての情報は、厚生労働省のホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

をご覧ください。

人権侵害を防ぎましょう

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染者や家族、職場の同僚、医療関係者らに対する差別的な言動、ひぼう中傷が報告されています。

人権侵害を社会全体で防ぎましょう。自治体や法務局の人権相談窓口もご利用ください。

相談窓口

法務局「みんなの人権110番」

電話：0570-003-110（平日午前8時30分～午後5時15分）

法務省のホームページでインターネットによる相談も受け付け